

IV - 3. アンチ・ドーピング制度

1. 日本におけるアンチ・ドーピング制度

わが国では、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(Japan Anti-Doping Agency: JADA)が国内のアンチ・ドーピング活動の推進、教育・啓発、調整を目的に2001年に設立された。JADAは世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency: WADA)の定める「世界ドーピング防止規程」の署名当事者として、国内レベルの統一規程となる日本ドーピング防止規程(JADA規程)を設置している。JAAFとJVAを含むJADAに加盟する75の競技団体は、このJADA規程を批准するとともに、アンチ・ドーピングの諸規程に則った上で各種目の規則を制定し、ドーピング検査、教育・啓発活動を実施しなければならない。

JADAの主な事業は、「ドーピング防止施策の策定」「ドーピング検査事業」「検査員養成事業」「教育・啓発事業」「データベース構築事業」「調査・研究事業」である。また、「公認スポーツファーマシスト制度」を2009年から導入し、(社)日本薬剤師会の会員・非会員を問わない全国の薬剤師を対象に、スポーツにおける禁止薬物や使用可能な薬についての専門的知識を提供する枠組みを整備している。2010年度のドーピング検査対象競技者数は表IV-2のとおりである。

なお、ドーピング検査の結果に不服がある場合は、「ドーピング紛争に関する仲裁規則」に基づき、日本スポーツ仲裁機構へ申し立てることができる。

表IV-2 検査対象競技者数 (2010年度)

競技会検査	競技会外検査	制裁処分
3,331	2,198	5
5,529		5

JADA ウェブサイトなどより作成

表IV-3 競技別検査対象競技者数 (2010年度)

競技	競技会検査	競技会外検査	制裁処分
陸上競技	419	252	0
バレーボール	104	99	0

JADA ウェブサイトなどより作成

2. 日本の2団体のアンチ・ドーピングへの取り組み

1) JAAF

JAAFは、JADA規程に加え、IAAFのドーピング防止規則(IAAF Anti-Doping Regulation)を採用している。JAAFでは、医事委員会がアンチ・ドーピング活動を所掌し、2010年度には競技会検査を400件以上おこなった。また、「陸上競技者のためのドーピングコントロール便利帳2011」、「アンチ・違法薬物広報冊子2011」を発行し、都道府県陸協、強化競技者をはじめ全国への配布や、ウェブサイト上で情報公開するなどの啓発活動をすすめている。そのほか、ジュニア陸上選手の食事の状況について調査するとともに、食事と栄養について情報提供する食育プロジェクトを通じ、サプリメントに頼らない食事のあり方を教育することもおこなっている。

2) JVA

JVA では、「日本バレーボール協会ドーピング防止規程」でドーピングコントロール（ドーピング検査、分析、結果管理、聴聞会と上訴のプロセス全体）の実施や責任を明確化している。JVA がおこなっているアンチ・ドーピング活動は、主にドーピング防止のしおりの作成、配布等のアンチ・ドーピングの啓蒙活動と、ドーピングコントロールの実施である。こうしたアンチ・ドーピング活動は、メディカル委員会がおこなっている。2010 年度には競技会検査を 104 件、競技会外検査を 99 件おこなった。

3. 米国におけるアンチ・ドーピング制度

米国のアンチ・ドーピング統轄組織は、米国アンチ・ドーピング機構（United States Anti-Doping Agency: USADA）である。USADA は、2000 年に設立された非政府の非営利法人であり、米議会（U.S. Congress）からは「オリンピック、パン・アメリカン大会、パラリンピックの種目におけるアンチ・ドーピングの公式機関」として認識されている。

USADA の主な事業は、「競技会および競技会外でのドーピング検査」「検査結果の判定」「薬物関連情報の発信および治療目的使用に係る除外措置」「調査・研究事業」「教育・啓発事業」である。2010 年度のドーピング検査対象競技者数は表IV-4 のとおりである。

表IV-4 検査対象競技者数（2010 年度）

競技会検査	競技会外検査	制裁処分
5,341	2,690	37
8,031		37

USADA ウェブサイトなどより作成

表IV-5 競技別検査対象競技者数（2010 年度）

競技	競技会検査	競技会外検査	制裁処分
陸上競技	1,139	606	13
バレーボール	85	21	0

USADA ウェブサイトなどより作成

4. 米国の 2 団体のアンチ・ドーピングへの取組み

1) USATF

USATF の定款において、WADA、IAAF、IOC、USADA がそれぞれ定めるアンチ・ドーピング規程に従うことが記載されている。

USATF では、スポーツ医科学委員会の専門部会であるアンチ・ドーピング教育部小委員会（Anti-doping Educatoin Subcommittee）が、教育・啓発事業を担当し、プログラムを開発する。そのひとつとして、競技者がドーピングをした場合に出場資格の剥奪や罰金などをおこなった「Zero-Tolerance Plan」を 2003 年から実施している。また、ウェブサイト上で禁止薬物やサプリメントの摂取に関する専門組織の紹介などをおこ

なっている。

2) USAV

USAV は、アンチ・ドーピングに関するガイドラインを策定し、同協会のウェブサイトにて公表をしている。そのガイドラインの中で、アスリート自身の代表チームへの参加資格と米国代表チームの資格を確保するために、代表チームに選抜されたアスリートは、USADA に規定された規則のもとに各自の責任を果たさなければならないと記している。

また、行動規範において、USAV に所属する競技者は、IOC、WADA、FIVB、USADA、USOC によって規定されているアンチ・ドーピングに関する方策、手続き、手順を遵守ことが記されており、守られない場合、USADA やアンチ・ドーピングに関係する団体から制裁を受けるが、USAV は制裁を加えることが出来ないと定められている。